

ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

ストーカーや配偶者からの暴力（いわゆる「DV」）など、恋愛感情等のもつれに起因するトラブルは、行為が次第にエスカレートして、被害者に対する暴行、傷害、さらには殺人などの凶悪犯罪にまで急展開する危険性をはらんでいます。

警察では、被害者の意思も踏まえつつ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、その他刑罰法令の適用による行為者の検挙や警告等の行政手続の実施など、被害の拡大の予防、未然防止対策を推進しています。

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴

- 事態が急展開して、殺人などの重大事件に発展するおそれ大きい
- 行為者は、被害者に対する支配意識が非常に強く、被害者の親族等にまで危害を加えるに至ることも

ストーカーや配偶者からの暴力（DV）を始めとする恋愛感情等のもつれに起因するトラブルは、早期の対応が決め手です。できる限り速やかに最寄りの警察署・警察本部に御相談ください。

※ 警察に御相談いただいた際に、相談者の方へお示ししている資料の例
「警察に来られたあなたへ」
「ストーカー・DV等への対応について」
「ストーカー対策の流れ／DV（配偶者からの暴力）対策の流れ」
を掲載しています。（各都道府県警察により独自の様式の場合もありますので、詳しくは相談した警察でお尋ねください。）

※ 参考資料

「「つきまとい等」とは・・・」・「「ストーカー行為」とは・・・」
「ストーカー・配偶者からの暴力（DV）事案にみられる主な刑法犯」
「あなた自身やあなたの親族等を守るための防衛策」・「迅速に、捜査や警告等の行政手続を進めるための対応」

を掲載しています。

[警察総合相談電話番号](#)

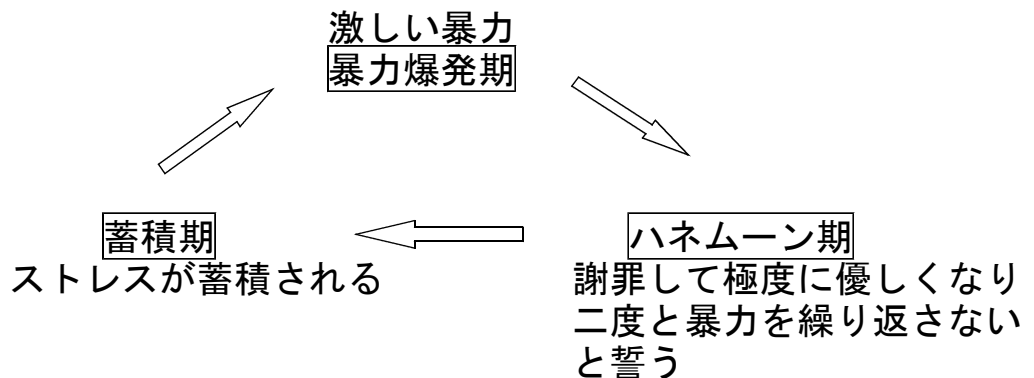
[平成23年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について](#)

[恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者の意思決定支援手続の実施について](#)

☆ 警察に來られたあなたへ

1 知っていただきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。



- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・。
自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

2 あなた自身の決意と協力が必要です。

- ☆ 被害届・告訴（刑事手続）
- ☆ ストーカー規制法に基づく警告の申出（警察）
（→禁止命令（公安委員会））
- ☆ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）
- ▲ 警察官による注意、口頭警告等（※）
- ▲ 様子を見る（静観）（※）
（※）警察からのアドバイス
 - ・ 親族等に相談 ～あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
 - ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
 - ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

3 「ストーカー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーカー・DV等への対応について」に記入をお願いします。

ストーカー・DV等への対応について

年 月 日 署名

1 警察にとってもらいたい対応等

(該当する項目に○を付け、その理由を書いてください。)

ア 刑事手続をとってほしい

※ 通常の手続は、被害の届出や証拠収集(被害者供述、自宅等での物証の収集等)に御協力いただきます。(なお、被害届等がなくても、110番通報等により臨場した警察官が、相手方を現行犯逮捕等することがあります。)

イ 行政手続(ストーカー規制法に基づく文書警告)をとってほしい

ウ 注意、口頭警告等してもらいたい

エ 現時点では、決心できない。_____ (週・月)後を目処に確認してほしい

オ その他 ()

理由:]

2 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

(該当する項目に○を付けてください)

ア 既に相談した

イ 具体的な相談予定あり

ウ 「援助申出書」記載のとおり(本日、警察に紹介された窓口等に相談予定)

エ 具体的な相談予定なし・未定

3 転居・避難の有無

(該当する項目に○を付けてください。)

ア 転居する

イ 一時避難する

ウ 避難しない

[避難しない理由:

]

4 自由記載(この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に

書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

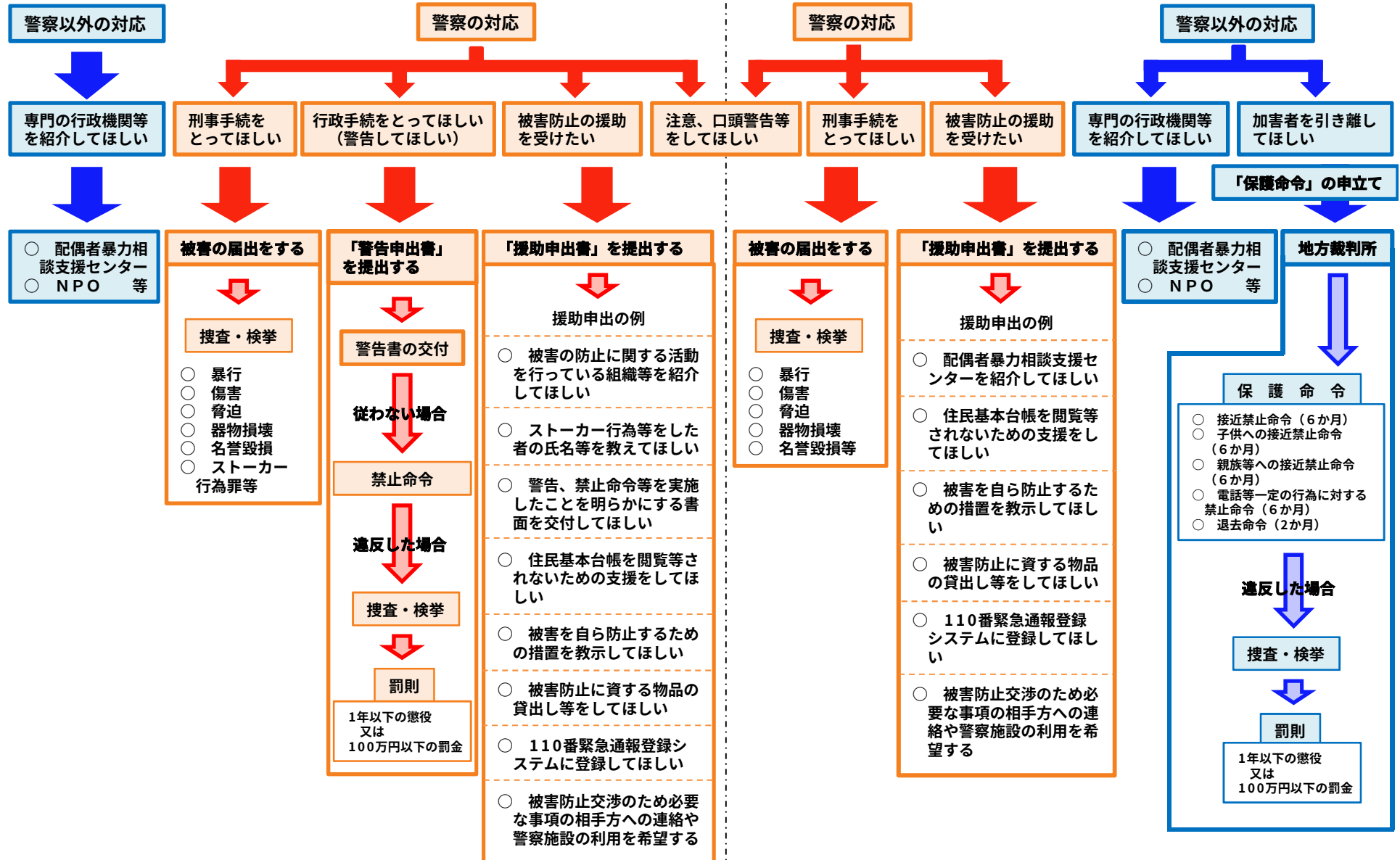
(注) 担当職員は、2ア又はイに該当する場合の相談先、3ア又はイに該当する場合の転居・避難先等について聴取したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。

※ この書面は、法令に基づく場合(配偶者暴力防止法第14条第2項)等のほか、第三者に提供することはありません。

ストーカー対策の流れ

DV（配偶者からの暴力）対策の流れ

※ 法的にストーカーとDVの両方に該当することがあります。



「つきまとい等」とは・・・

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の①～⑧の行為を行うことをいいます

①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ

〈例〉●あなたを尾行してつきまとう

- 通勤・通学途中などあなたの行く先々で待ち伏せをしている
- あなたの自宅や職場、学校などへ押しかけたり、付近で見張っている

②監視していると告げる行為

〈例〉●帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話をしてくる

- あなたのその日の行動や服装などを電子メールや電話で告げる
- 「お前をいつも監視しているぞ」などと監視していることを告げる

③面会・交際などの要求

〈例〉●拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる

- 贈り物を届け、受け取るように求める

④乱暴な言動

〈例〉●あなたに、大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせる

- あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションをうるさく鳴らす

⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ

〈例〉●電話をかけてきて、何も告げない

- 拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる
- 拒否しているにもかかわらず、何度もファクシミリを送信してくる

⑥汚物などの送付

〈例〉●汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつける

- あなたの自動車に糞尿等を付着させる

⑦名誉を傷つける

〈例〉●あなたの名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書などを届けたりする

- あなたの名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載して伝えようとする

⑧性的羞恥心の侵害

〈例〉●わいせつな写真などを送りつけたり、インターネットに掲載して伝えようとする

- 電話や手紙で卑猥な言葉を告げ辱めようとする



ストーカー規制法により、警察本部長等は、「つきまとい等」をした者に対して警告をすることができます

「ストーカー行為」とは・・・

同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいいます



ストーカー規制法では、ストーカー行為をした者に罰則（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられています

ストーカー・配偶者からの暴力（DV）事案にみられる主な刑法犯

暴行

- 〈例〉●ストーカー行為者が立ちふさがったので逃げようとしたところ、腕を強く引っ張られた
●夫と離婚をめぐる口論になり、肩を突き飛ばされた

傷害

- 〈例〉●元交際相手が自宅へ押し掛け、殴られて打撲傷を負った
●夫が些細なことで激高し、金属棒で殴られて骨折した

脅迫

- 〈例〉●元交際相手が自宅や勤務先に押し掛けてしつこく復縁を迫り、「よりを戻してくれないなら、交際中に撮った裸の写真をインターネットで流す」と言われた
●別居中の夫からのメールや電話を無視していたところ、「殺す」という内容のメールが送信された

器物損壊

- 〈例〉●ストーカー行為者に、玄関ドアの鍵穴に接着剤を流し込まれ使用不能となった
●元夫からのしつこいメールや電話を無視していたところ、車のタイヤをパンクさせられた

住居侵入

- 〈例〉●ストーカー行為者が、被害者宅のベランダに入り込んで潜んでいた
●元交際相手が、被害者宅の無締まりの勝手口から家の中に入っていた

窃盗

- 〈例〉●ストーカー行為者に、被害者宅の郵便ポストから被害者宛の郵便物を盗まれた
●元交際相手に、被害者宅のベランダに干してあった被害者の下着を盗まれた

あなた自身やあなたの親族等を守るための防衛策

〈例〉

- 行為者の知らない親族、友人宅、公共機関、民間のシェルター等への一時避難
- 避難先を知られないための住民基本台帳の閲覧制限の申出
- 警察から緊急通報装置の借受け・設置
- 警察の110番緊急通報登録システムへの登録
- 防犯ブザーや携帯電話の常時携帯
- 友人、家族、勤務先等に、ストーカーなどの被害に遭っていることを説明し、協力依頼する

など

迅速に、捜査や警告等の行政手続を進めるための対応

〈例〉

- つきまとい等の被害があった場合、日時、場所、状況等をノート等に記録する
- 行為者からの手紙その他の送付物、FAX等を残しておく
- 行為者からの着信履歴やメール、留守番電話の録音内容等を残しておく
- 行為者からの電話の内容を録音する
- 行為者のつきまとい等の行為をカメラやビデオで撮影する

など